

設楽ダムの建設中止を求める会

http://no-dam.net/index.html 第31号 2013年 5月



控訴棄却、上告へ

名古屋高裁判決 2013.4月24日

既にマスコミ報道等でご承知と思いますが、4月24日、名古屋高裁は本件に判決を下しました。 声明文(別紙)で明らかにしているように、全くの不当判決です。

弁護団と原告代表は、判決後、直ちに最高裁判所に対して上告する方向で声明をまとめ、判決後の記者会見・集会で報告いたしました。

前半の記者会見のあとの集会参加者の質疑応答の中でも異論はなく、方向性は了承していただいたものと理解しております。ただ、集会に参加された原告の方は一部に過ぎませんので、原告の皆様には、最高裁へ上告する件につき、あらためてご了承をいただき、上告審の委任状を提出していただきますようお願いいたします。

最高裁できちんとした審理が行われ、高裁に差し戻されることになれば、今後もしばらく訴訟が 続くことになります。

本訴訟のめざすところは、無駄で自然破壊を行う「ダム事業」を止め、豊川水系を軸とした東三河の豊かな自然を保全し、持続可能な地域社会を創っていくことです。

長丁場の闘いになりますが、弁護団ともども引き続き粘り強く取り組んでいく決意です。 今後ともいっそうのご協力をお願いします。

> 2013年4月26日 設楽ダムの建設中止を求める会 代表 市野 和夫

記者発表する左から 在間弁護団長、市野 代表、原田、樽井、 濱島の弁護団の各氏 (2013.4.24桜華会館) 問題のある事業については可能な限り市民として声を挙げ続けることが義務であるうと考えます。

地盤の問題が今回新たな論点となったが、原 告側が指摘した問題点を裁判官は否定できな かった。将来問題になるかもしれない、とい う判断である。ダムを建設しようとする事業 者はこの問題をまじめに考えるべきである。



判決日の記者発表と集会の動画は テレビ三遠 http://www.sanen.jp/ で観ることができます。

ぜひご覧ください。いかに不当な判決であったかがよく分かります。 判決日(4月24日)の私たちの行動は

4月24日は朝から強く雨が降り、時折風も吹くという荒天の日でした。入廷する前の午後2時より、当会は裁判所前の桜華会館で集会を持ちました。そこでは「地元設楽住民が思いを語る」と題して元設楽町会議員平松憲子さん、同高橋恒次さん、現町会議員田中邦利さんがそれぞれ設楽の現状を報告しました。3人は脱ダム議員ネ



(設楽の現状を語る平松憲子さん)

ットを 2009 年に立ち上げています。

人口が減っていく現実は将来の町の設計が立てられないこと、移転補償で寸断される町民の心のつながり、建設予定地の岩盤の脆弱さ は日々の生活に不安をもたらしていることなど悲痛な現実が語られました。

午後3時半雨が降りしきるなか法廷へ向いました。当初桜華会館から垂れ幕を持って行進する計画でしたが風雨が強く断念。報道陣が待ち構える裁判所前で隊列を組み歩きました。

原告側傍聴人は約 **60** 人、被告側と合わせると大法廷は座る場もないほどの傍聴者数でした。

判決言い渡しの様子を伊奈紘副代表が以下のように報告しています。

(田中邦利さん)

【定刻の 16 時、裁判官が入場し、我々傍聴人が席に着くとすぐ、「それでは判決を言い渡します。控訴人の訴えを棄却します。裁判費用は控訴人が支払ってください。判決内容は判決文に書いてあります。以上、終わります。」ものの1分で終了。なんじゃ、こりゃあ~~~。裁判長の声が私には人間様のおっしゃる声に聞こえなかった。この日裁判所に向かうため通った有料道路の料金場で「通行料は300 エンです」と言われた時のあの人工的な声と同じに聞こえた。】



(高橋恒次さん)

伊奈副代表が述べる通り、まさに無機質な判決言渡でした。 その後記者会見が行われる桜華会館に戻った原告らは再び 集会を持ち、そのなかで設楽ダム建設中止を求める運動を 止めることなく進めていくことを確認しました。

そして愛知県議会への請願署名街宣活動を

- ●5月4日(土)午後1:00~ 2時間くらい
- ●JR金山駅南口

において行なうことを決めました。

GW最中ですが、ぜひ参加をお願いします。 (O)

判決文では (控訴判決文:全78ページ、声明文は当会ホームページに掲載されています。)

■設楽ダム環境影響評価のうちネコギギについては

平成 19 年 10 月から平成 21 年 12 月までの間に 4 回にわたって合計 240 固体のネコギギを放流し、生息状況について随時確認作業をしているところ3 個体を確認することができたときもあった。現在確認作業中であるから、ネコギギに係る設楽ダム環境影響評価が(※)ダム事業指針 14 条及び 15 条に違反していると言うことはできない。と、原告の主張を斥けた。

■予定地及びその周辺部の地盤については

予定地及び周辺部には、岩盤の構造、岩類の風化及びこれによるマサ化、高透水部の存在等について複数の問題点が存する可能性があるというべきであるが、現時点までの調査資料によっては、予定地がダム建設用地

としての適格性をおよそ欠くものであるとまでは認められないというべきである。

としながらも括弧書きで(将来においては予測し得なかった問題点の存在が判明し、これに対する適切な処理 法が土木工学上存在せず、または社会経済的に採り難いものであるなどの事情が生じた場合には、別途設楽ダム基本計画のあり方について検討される必要がある。)と、責任逃れした。

※、ダム事業指針

第十四条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小は、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の響をできる限り回避し、環境の有にして、必要に応じ損なわれる環境影響をできる機力をできるでは、必要に応じ損なわれる環境の存むが実施するに関係する地方に関係する地方に関係を表して、関係をは関係を表して、は、とを目的として環境の保全のための措置、は、下「環境保全措置」という。)を検討しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討しなければならない。

第十五条 事業者は、前条第一項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象ダム事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

● 控訴人の方々には、今回「上告審の委任状」を「委任状提出の依頼文」とともに同封しました。ご理解、ご賛同のうえ署名、押印(2ヵ所)のうえ5月11日までに事務局(440-0069 豊橋市御園町1-3 奥宮)宛ご返送いただくようお願い申し上げます。

設楽ダム連続公開講座

とよがわ流域県民セミナーのご案内

同封したチラシにありますように第5回セミナーが新城文化会館で開かれます。

テーマ:ダムが河川環境に及ぼす影響〜魚類生息と土砂輸送に与えるダムの影響を考える

と き:2013. 5月18日(土) 13:00~16:30

ところ:新城文化会館2階 小ホール

- 当日はセミナー開始の前にプレイベントとして「豊川流域の頭首工めぐり」を行います。参加申込用紙を同封しましたので、まだ「大野頭首工って?」と思われている方はぜひご参加ください。 (主催:豊川流域をみる会実行委員会、市野が案内します。)
- チームぐるぐるによるサイドイベントは地元食材を使った地元高校生たちが生み出したメニュー販売。
- 「豊川流域写真展」(主催:豊川を守る住民連絡会議)が新城文化会館で5月18日、19日に開催。

さて、第6回は開催予定が7月(または8月)、豊川流域の水利用計画について愛知県と東海農政局から意見を聞くセミナーとなります。

第6回講座開催目的を運営チームは、「設楽ダム計画による新規水資源開発の容量は約1,300万立方メートルで、水道用水が0.179m/S、農業用水が0.339m/Sとなっています。**豊川水系における現在の水利用がどのようであり、将来どのようになると考えているかについて解説していただき、豊川水系の水利用について理解すること**」としています。いよいよセミナーが問題の核心を付いてきました。

第6回講座の当初の計画は、愛知県と東海農政局から話(利水についての概要)を聞くだけでという内容でしたが、「これに異を唱える人の意見を聞く場がないのは、不公平で、不自然だ」と伊奈副代表が運営チーム会議で、会場から訴えたところ午前と午後の2部制にし、午前中は県と東海農政局の意見を聞き、午後は異なる意見も聞く会にするようになりました。かように、設楽ダム連続公開講座の運営は、会場からの意

見を取り入れるなどかなり民主的な方法が取られています。積極的に参加して私たちの意見が反映されるよ う働きかけることは、私たちの運動に効果大です。

第7回総会が開催されました

と き:2013年3月2日(土)~3日(日) ところ:奥三河総合センター 第1、第2研修室

1日目: 立木トラストの修繕、保全活動。 夜懇親会 2日目: 総会、ワークショップ

と二日間に亘って行いました。1日目の立木トラストの修繕には3箇所のトラスト山に入り、紐の取替や落 ちた木札を付け直す作業を行いました。

総会 第1部では 平成24年度の活動報告と次年度の(※)活動計画報告と(※2)平成24年度の会 計報告と(※3)次年度予算が承認されました。第2部ではワークショップが行われ討論の材料として、先に 3件の報告を行いました。

報告1:設楽町の現況と今後 伊奈 紘

報告2: 設楽町の財政は 田中 邦利 (設楽町会議員)

報告3:森・清流・自然エネルギーを活かしたまちづくり(提案) その後、参加された会員らは小グループに分かれて、自由に話し合いました。

(※2)2012年度全計報告(2012 01 01~12 31)

(2012.01.01 12.01)				
入 金		出金		
摘 要	金 額	摘 要	金 額	
前年度繰越金	400, 397			
会費	390, 000	訴訟費用	0	
カンパ	362, 100	広報費	667, 155	
立木トラスト参加料	136, 500	通信費	574, 945	
		立木トラスト運動費	25, 440	
		会場費等その他	121, 753	
合計	1,563,436		1, 389, 293	
差し引き残高	174, 143	(次年度繰越)	174, 143	

(※3)2013年度予算(2013.01.01~12.31)

入金		出金		
摘要	金額	摘要	金額	
前年度繰越金	174,143			
会費	1,000,000	訴訟費用	1, 200,000	
		通信費	600,000	
立木トラスト参加費	500,000	広報費	340,000	
パタゴニア助成金	150,000	立木トラスト運動費	100,000	
カンパ	525,857	会場費その他	110,000	
合計金額	2,350,000	合計金額	2,350,000	

奥宮 芳子 会計責任者

(※) 2013年度 当面の日程と目標

- 愛知県議会への請願
- 広報活動の強化・・・ メディアへの働きかけ 議会関係者、政党関係への働 きかけ
- 立木トラスト運動の強化・年 間計画と目標を掲げて取り 組む
- 「設楽を歩く」計画と結んで 地域の夢を実現するプラン 作り
 - A 奥三河の地域づくり基 本プラン
 - B 各地域の夢プラン
- 三河湾の保全の取組みや漁 業者、県漁連、豊川水系漁協・ 矢作川漁協との連携推進
- 設楽町長選挙・・・ 「設楽町民 の意思を尊重し、町政に反映 させる候補を応援する。

▶5月8日(土)午後1:00~2時間くらい JR金山駅南口で請願署名の街宣を行います。ご協力を!



設楽ダムの建設中止を求める会: http://no-dam.net/

■ NO! 今回は 31 号会報のほかに声明文、各紙判決記事、設楽ダム公開講座チラシ、豊川流域頭 設楽 首工めぐり申込書を、さらに控訴人の方へは委任状、委任状依頼書同封しました。

🭠ム ご確認ください。また、会費振込用紙を同封しております。既に 2013 年分をお納めくださっ た方にも送付作業の都合上同封しております。何かの折にお使いください。

郵便振替の口座番号:00870-1-134146 加入者名:設楽ダムの建設中止を求める会 他銀行からの振込みは、ゆうちょ銀行【店番 089(ゼロハチキュウ店) 当座 0134146】

代表 市野和夫 ichinok7@mx3.tees.ne.jp

事務局 奥宮芳子 〒440-0069 豊橋市御園町1-3 0532-54-7305 okumiya@xj.commufa.jp